

魚津市告示第85号

コンビニ交付サービスにおける証明書交付手数料の収納事務の
委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、
次のとおり手数料の収納事務を委託したので、同条第2項及び魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第19条第2項の規定により告示する。

令和3年3月29日

魚津市長 村椿 晃

1 収納の事務を委託した者

東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦

2 委託した事務の範囲

コンビニ交付サービスを利用して支払われる証明書交付手数料（1通300円）の収納事務

3 委託した期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 収納の方法

コンビニ交付サービス利用による収納